

地方分権の推進に向けて PART I

— 欧米先進諸国との比較を踏まえて —

地方分権問題に関しては、これまでいろいろな方面から数々の提言がなされており、政府においても地方制度調査会、臨時行政改革推進審議会などを通じて地方自治制度のあり方などについて議論されてきた。近年の動きをみると、1993年6月に衆参両院において「地方分権推進に関する決議」がなされ、1995年5月「地方分権推進法」が成立し、同年7月には「地方分権推進委員会」が発足し、現在までに第4次勧告まで政府に提出されている。これを受け、勧告の具体的な実施計画となる「地方分権推進計画」が1998年5月29日に閣議決定されるなど、地方分権の動きが着実に進展してきている。

また、前後して新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン～地域の自立の促進と美しい国土の創造～」が1998年3月31日に閣議決定された。この中で、基本的課題の第1として「自立の促進と誇りの持てる地域の創造」が掲げられており、「参加と連携による国土づくり」の取り組みに向け、地方分権の推進の重要性が訴えられている。

本センターにおいても、21世紀の我が国が目指すべき社会のシステムを「地域連携型ネットワーク社会」と位置づけ、時代のパラダイムが大きく変革している中で、各地域が自立して、有機的に交流・連携していく社会の創造のために、首都機能移転、地方分権の推進、行政改革の必要性などを訴えてきた。

そこで今般、社会変革の大きなファクターである「地方分権問題」に関して調査・研究を進めることとし、「地方分権問題に関する専門分科会」を設置し、我が国の地方分権推進施策などについて検討を重ね、あわせて欧米先進諸国の方自治制度との比較・検証などを実施した。今回のリポートでは、PART 1として、今後の地方分権推進施策のひとつとして、「地方庁制」について取り上げた。本センターでは、今後も地方分権問題に関しては、継続して調査・研究をしていく計画である。

この提言が、地方分権問題に関する考察の一助となり、地方分権の推進に向けて、世論が高まるに少しでも貢献できれば幸いである。

第1章 地方分権問題の所在

1 地方分権問題の背景

我が国は明治維新以来、欧米先進諸国に追いつくため富国強兵政策を推進し、その実効性を高めるために、廢藩置県を実施し、首都・東京を中心とした中央集権体制が強化されそ

の結果として、地方自治権は縮小されていった。

しかしながら終戦後には、日本国憲法の制定とあわせて地方自治制度の改正が行われ、憲法の中に地方自治が保障され、知事、市町村長が住民の直接公選制となり、地方議会も首長と対等になるように権限が強化された。

このように制度的には、我が国の地方自治

制度は、欧米の先進諸国と遜色はなくなったが、そもそも国民の意識として住民自治の考えが育っておらず、また国の方も、敗戦後の我が国経済の建て直しのため、中央集権体制をより強化し、画一的行政指導、生産者重視の経済政策、開発型の国土政策がとられた。

そしてその結果、我が国は、GDP世界第2位を誇るまでに飛躍的な高度成長を成し遂げ、全国的な交通網・社会資本もかなりの水準まで整備され、国民生活レベルも向上し、一定のナショナル・ミニマムは達成されたといえよう。しかしながらその反面、東京一極集中が進み、首都圏への人口集中にみられるような地域間格差が拡大し、いびつな国土構造になってしまった。また、中央官僚機構の肥大化及び縦割り行政のため、地域の実情に応じた柔軟な行政が施行されず、地域独自の文化活動、経済活動まで衰退してきている。今後、我が国が深刻な人口減少社会・高齢化社会を迎えるにあたり、地域圏における生産活動の活性化は、喫緊の課題である。

また、世界的には冷戦の終結後、イデオロギーの枠を越えた世界各国のボーダーレス化が進行しており、地域間外交が活発化し、世界は大交流・大競争の時代を迎えている。こうした中で我が国は、中央政府の権限を、国防・外交などの純粋公共財に関する行政分野に限定し、スリム化することにより機能強化を図り、そして地方では、全国レベルで統一すべき行政以外の行政権限を有することにより、それぞれの地域に応じた施策を展開し、地域連携あるいは競争により地域を活性化さ

せ、また自治体あるいは民間レベルでの国際交流・連携を活発にし、多元的な外交を展開していく必要がある。

2 地方分権の意義

地方分権の意義については、さまざまな議論があるが、現在鋭意審議がすすめられている「地方分権推進委員会」の中間報告（1996年3月29日）には、国際・国内環境の急速な変貌に伴う新たな時代の要請として

①変動する国際社会への対応

国内問題に対する国の負担を軽減し、国際社会への対応能力を高める必要

②東京一極集中の是正

法定権限を地方に委譲し、地域社会の活力を取り戻す必要

③個性豊かな地域社会の形成

国民の多様化した価値観・ニーズに応じた地域づくり、まちづくりの必要

④高齢社会・少子化社会への対応

的確に対応できる仕組みづくりに向けて、住民に身近な市町村の創意工夫の必要

以上の点をあげ、従来の中央集権型行政システムでは的確な対応が困難として、地方分権の推進の必要性を訴えている。

これまで効率的・生産的と考えられてきた東京を頂点とする中央集権型行政は、経済大国まで成長し、一定のナショナル・ミニマムが達成された今日、新たなパラダイムを構築するための過程で、時代の閉塞感に包まれて

いる状況では、限界を呈してきている。国際社会の面では、今後ますます我が国のリーダーシップを發揮する必要があり、国内面では、国土の均衡ある発展、地域経済・文化の活性化、多様な住民ニーズへの対応に資するべく地方分権を推進し、地方自治を充実していく必要がある。つまり、各地方自治体への国による一種の規制緩和が行われることにより、各自治体間の競争原理が働き、行政サービスの向上が期待でき、また住民に対して多様な選択肢の提供と、選択の自由を確保された開かれた行政システムを築くことにより、地方自治・住民自治の意識が高揚し、新たな社会づくりへと繋がるものである。

新・全国総合開発計画（1998年3月31日閣議決定）「21世紀の国土のグランドデザイン～地域の自立の促進と美しい国土の創造～」では、多軸型国土構造形成を基本目標に、地域の選択と責任に基づく地域づくりを重視し、地方分権の推進により、自立の促進と誇りの持てる地域の創造をめざすことを、基本的課題の第1としているのである。

3 我が國の地方自治の課題

地方分権問題を考察する視点として、①権限の問題、②財源の問題、③受け皿の問題と大きくわけて3点が考えられる。

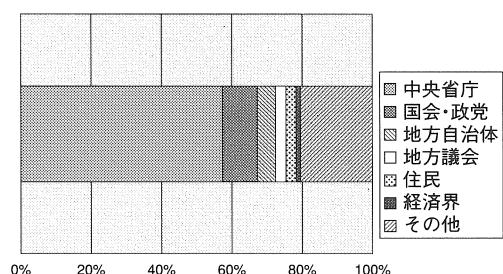
まず、権限の問題であるが、現状の問題点として、行政権限の中央省庁への集中、中央省庁から地方自治体への膨大な機関委任事務、各種必置規制・詳細な行政指導などがあ

げられる。これらの存在が、地方行政の自立化を阻害しており、行政コスト・事務負担の増加につながっている。全国の自治体においても、地方自治の推進上、最も障害となっているものに、中央省庁の存在をあげている（図1）。

地方分権推進委員会においても、この問題を最重要視しており、国による関与の縮小を図るべく機関委任事務の廃止、必置規制の廃止・緩和を勧告している。あわせて、国の関与に関する係争処理機関の設置も求めている。また、国から地方への権限委譲について、土地利用、都市計画制度中心に検討が加えられている。

いずれにしても、国と地方との関係を、これまでの上下・主従の関係から、対等・協力の関係に改める必要がある。

図1 地方分権推進上で障害となるもの



注：1997年10、11月全国自治体首長3,302名対象に実施（回収率98.9%）

資料：共同通信社 全国自治体トップアンケートより作成

財源の問題については、歳入と歳出面での国と地方の逆転現象（地方自主財源約4割、地方支出約6割）、国から地方への補助金によるコントロールなどの問題点が指摘され、地方側に税率決定権、支出決定権がないため、地方自治拡充の阻害要因になっている。補助金獲得のための陳情行政が展開され、利益誘導型政治を生む土壌にもなっており、国の縦割り行政と絡まって、著しく行政効率を悪化させている。

地方税財源の拡充のためには、国と地方の税源の帰属の調整（国と地方とのミスマッチの解消）、地方交付税の見直し、補助金の整理・合理化及び一般財源化、地方税収の安定化（附加価値税の強化など）、地方債発行の自由化及び地方債市場の整備育成などが求められる。

受け皿の問題、つまり地方制度論については、第3章で考察するが、中央省庁への権限集中、広域行政への対応需要の増加、地方自治体の行政能力不足などの問題点が指摘される中、現在の我が国のとる県・市町村という2層制の地方自治制度についてさまざまな議論がでてきている。

以上の問題の他、我が国の地方分権の課題として、地方議会の活性化、住民参加、情報公開などの重要な問題もあげられる。

地方分権の流れは、欧米先進諸国に定着しており、アメリカ、ドイツなどの連邦制国家ばかりでなく、フランス、イタリアなどの单一主権国家で、従来中央集権の強かった国においても、着実に地方分権施策がとられ、地

方自治権が拡充されてきている。次章においては、欧米先進諸国の方自治制度について検証し、我が国と比較・検討していきたい。

第2章 欧米先進諸国の方自治状況

本章では、欧米先進諸国（米・独・英・仏・伊）5ヶ国の地方自治の状況を考察し、我が国の状況と比較・検討していきたい。

1 地方制度の歴史・沿革

(1) アメリカ合衆国

① 歴史的背景

アメリカ合衆国は、もともと1776年7月の「独立宣言」（13州）までは、イギリス・フランス・オランダの植民地であり、様々な民族が混在する“人種のモザイク”状態にあり、その民族的多様性が大きな特色である。

1787年「アメリカ合衆国憲法」が制定され、近代国家としては最古の連邦制がしかれたのも、広大な国土と民族的多様性によるものであろう。

1861～65年の南北戦争により、連邦制と中央集権体制の基礎が確立され、連邦所得税が導入されるなど国家的統一が強化された。

② 近年の動き

アメリカ合衆国は、創設以来「二重連邦主義」といわれるよう連邦と地方政府である州にはそれぞれ独自の権限があり、あまりお互いに侵食しなかつたが、1930年以降の

ニューディール政策や第2次世界大戦後は、「協調的連邦主義」とよばれ、連邦と州政府が相互に依存するような傾向になった。

また、大統領の交替により連邦・地方の関係も変化しており、ニクソン大統領（共和党 1969～74）は連邦権限を地方分権化し、 Carter 大統領（民主党 1977～81）は連邦規制を増大させた。レーガン大統領（共和党 1981～89）は、「レーガノミックス」「新連邦主義」とよばれる規制緩和政策、地方分権政策を推進し、連邦政府の権限・財源を州政府へ委譲し、減税、連邦規制の緩和、連邦予算の削減などにより経済を活性化させた。

レーガン大統領は、1981年「総合予算調整法」を制定し、①連邦補助金の削減と特定補助金の総合補助金化、②一般歳入分与（地方交付金制度）の廃止、③規制緩和と政府間調整制度における連邦から州への権限委譲、州間の調整権限強化を推進した。

(2) ドイツ連邦共和国

① 歴史的背景

ドイツでは旧来より領邦国家が割拠しており、それが連邦国家を形成した基になっている。単一民族国家であるが、地元への忠誠心、伝統への愛着心が強い。1871年ビスマルクにより統一がなされ、ドイツ連邦国家は成立した。

1918年第1次大戦の敗北後、ワイマール共和国が成立し、州の弱体化が図られ連邦政府の権限が強化されたことが、ヒトラーの独裁的中央集権政権を生む余地をつくったといわ

れている。

1945年第2次大戦の敗北後、西は連邦国家（共和制）、東は中央集権国家（社会主義）に分断された。1949年5月西ドイツでは「ドイツ連邦共和国基本法」が制定された。

② 近年の動き

ドイツにおいてもアメリカと同様に当初は、連邦と州の権限がそれぞれ独立分離した「二重連邦主義（競争的連邦主義）」であったが、戦後の復興、地域間格差の是正などのため連邦の権限が拡大されてきている（「協調的連邦主義」）。

1969年基本法が改正され、「西ドイツ連邦・州間財政調整法」が制定されたことにより連邦権限が強化され、中央集権化が進行した。連邦の州への干渉が制度化され、連邦制を集権化し、連邦と州の「共同事務」を創設した。

しかしながら、1970年代に入り連邦への批判が起き、州の権限強化を求める動きがでてきた。1980年初、コール首相は、地方分権化政策を推進し、小さな政府、行政事務の民営化を図った。

1990年10月に東西ドイツが統一され、16州（西11、東5）となった。「ドイツ統一基金」が創設され、旧東ドイツへの財政援助（'94末まで継続、以後は州間財政調整制度へ移行）、旧東ドイツの中央集権体制は正が図られたが、その結果連邦財政が悪化し、自治体の負担は増加している。

(3) イギリス（大ブリテン及び北部アイルランド連合王国）

① 歴史的背景

18世紀以降、工業化、都市化が進み、近代地方制度の原点がつくられた。“地方自治の母国”として、住民の意識の中にもともと自治意識が強かった。この住民自治の伝統が、アメリカに影響し、我が国も戦後イギリスの地方制度を導入したのである。

1888、1894年に地方制度改革の法律が制定され、地方政府の2層制が施行された。

② 近年の動き

1979年サッチャー政権によって、「サッチャリズム」「新保守主義」とよばれる諸改革が推進された。これは、アメリカのレーガン大統領の政策と同様に、規制緩和の推進により経済活動を活性化させようというものである。地方行政においても、自治体行政の合理化・効率化を図るため、自治体サービスの分野で積極的に民間委託を実施し、市場原理を導入していった。また反面、自治体権限を国へ移行するというような政策もとられた。主な政策を整理すると、

- ア. 地方自治体歳出の抑制 …… 補助金制度の簡素化
 - イ. 行政の民営化、市場原理の導入 …… 規制緩和、行政権限の縮小
 - ウ. 非公選団体（公社など）への権限委譲
 - エ. 行政の効率化 …… 大ロンドン郡と大都市圏カウンティーの廃止→1層制化
- 次のメイジャー政権においても1層制の拡大を指向し、1992年「地方政府法」「地方財政法」を制定するなど改革に努めてきた。

④ フランス共和国

① 歴史的背景

1800年頃にはナポレオンにより中央集権体制がしきれ、零細で財政規模の小さい市町村事務を中央政府が行政統制することにより、中央集権的な地方制度が確立した。我が国も、明治維新後にこの制度を導入したのである。

戦後、1946年に「第4共和制憲法」にて地方分権改革を打ち出しが実効しなかった。その後、1960年にドゴール大統領により広域行政の必要性から地域経済圏として「州」が設置された。また、1972年ポンピドー大統領により州は一種の特別地方公共団体として認可されたが、自治権は有していなかった。

② 近年の動き

1981年以降ミッテラン大統領により、以下の地方分権改革が推進された。

1982年「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」……（『地方分権法』）

- 官選の県知事廃止→県議会議長による行政執行
- 州の完全地方自治体化→2層制から3層制へ移行 ……（「道州制」）
- 公選による州議会設置
- 官選の州知事→州地方長官
- 国の地方自治体に対する「後見監督」を廃止

1983年「市町村、県及び国の間の権限配分に関する法律」

- 国税の地方自治体への移転
- 地方自治体への交付金の創設

1985年「兼職制限法」

- 主要公選職の間の兼任を2件までに限定
 - 1992年「共和国の地方行政に関する指針法」
 - 国から地方出先機関（州）への権限委譲
 - 州地方長官の権限強化→経済社会開発、地域整備
 - 民主化政策…情報公開制度、住民投票制度の規定
 - 行政サービスの広域化、効率化施策
 - 地方自治体による国際協力
- 《一連の地方行政制度改革の目的》

ア. 国土の均衡ある発展

パリ首都圏への一極集中是正→州の権限強化

イ. 地方公共団体の行財政能力の強化

多数の零細な市町村→広域行政組織などの創設

（5）イタリア共和国

① 歴史的背景

行政制度は、フランスの制度を導入しており、中央集権的行政制度であった。

1948年「共和国憲法」が制定され、パルチザンによる市民参加主義運動が起き、これが戦後民主主義の柱となった。

1970年以降、分権型地域構造と市民参加型社会を目指す地方行政改革が着手され、「連邦主義的地方分権国家」への実験として「州制度」が導入された。

1972年には、国の権限を20の州に委譲・分権化し、基礎自治体（コムーネ）に地区評議会を設置するなど市民参加を促した。

② 近年の動き

1982年「地方政府法」が制定され、市町村に独自の権限と財源を付与するなど権限を強化し、また県による広域行政権限を強化した。

1990年には「新地方自治法」が制定され、国の権限を解体し州の権限を強化し、また、都市域における市町村を解体し行政区に再編成するなど、新しい地方分権制度を本格的に開始した。

2 各国の地方自治制度の特徴

欧米先進諸国5ヶ国の地方自治制度の一般的特徴を整理してみたい。

	<ul style="list-style-type: none"> • 多様かつ異質な社会実態に対応した分権的・複合的な地方制度
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> • 50州が独自の憲法をもち、立法・行政・司法の準国家的機能を有する連邦制国家で、州の機能はドイツよりも強い。 • アメリカの地方政府は州の創造物である。 • 住民自治の伝統があり、草の根レベルの自治が行われている。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 多極分散型の国家構造（連邦制国家）、連邦機関の分散 →国土の均衡ある発展 • 連邦法の執行を州の行政機関が行う（「間接連邦行政システム」） 立法権 …… 連邦に重心 行政権 …… 州に重心

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・「単一主権国家」だが、4地方（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）には固有の地方制度がある。 ・国民にはもともと住民自治の伝統が根づいている。 ・中央政府による地方への立法的・司法的統制の傾向が強い。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・「単一主権国家」で、旧来より中央集権的政治制度が強固。 ・中央政府による地方への行政的統制、官僚機構・行政組織の肥大化 ・行政サービスの平等を求める国民性強い→画一的行政 ・合併されず、零細で多数の基礎自治体が存在する。 ・近年「州制度」の機能強化など地方分権が進展してきている。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・「単一主権国家」で、フランスの制度を取り入れた中央集権国家。 ・一部北部地域の住民（商工業者）には、市民参加主義の土壤あり。 ・州政府機能の強化、県・市町村の権限強化など地方分権が進展してきている。

3 地方自治組織の概要

欧米先進諸国の地方自治組織については、まず連邦制国家と単一主権国家とでは異なり、連邦制国家では州により地方自治組織も固有のものがある（表1、2）。

(1) アメリカ合衆国

地方自治組織の創設などに関する権限は、すべて州に属しており、州ごとに地方自治体組織が異なる。

州は三権を有し、公選の州知事のもと議会（2院制）をもつ。州の下に広域行政組織として「郡」（カウンティ）があるが、それ自体は地方自治体ではなく、州の出先機関としての役割をもつだけである。

地方自治体（シティ、タウン、ヴィレッジなど）は、住民の要望により自発的に組成された団体であり、基本的に憲章をもつ。一方、準地方自治体（カウンティ、タウン、タウンシップ、特別区など）は、住民の要望ではなく、州によって創設された州の出先機関としての性格が強い。

また特別区は、特定の行政目的（教育、上下水道、消防など）を行うためだけに設立された団体であり、学校区が最も多い。

(2) ドイツ連邦共和国

ドイツにおいてもアメリカと同様に、州毎に独自の地方自治制度を採用している。また旧西ドイツ地区と、旧東ドイツ地区とでは行政制度が大きく異なっている。さらに、大都市であるベルリン、ブレーメン、ハンブルクでは、それぞれの都市でひとつの州を構成している。

州は三権を有し、州首相のもと州議会をもつ。州の下に広域自治体として「郡」および「特別市」がある。郡の区域内には多くの市町村があるが、特別市は郡に属さず、その下

に市町村は存在しない。つまり、州以下の地方行政制度の編成は、郡の区域では2層制、特別市の区域では1層制になっている。

市町村の組織は地域によって大きく異なり、人口と面積の規模は、かなりのバラツキがみられる。

また、ドイツでは連邦参議院が連邦と州との関係に大きな関わりをもっており、各州の人口規模に応じて議員数が決定され、州政府が任命した議員が、連邦の立法および行政に参画するシステムになっている。

(3) イギリス

イギリスの地方自治制度は、国内4地方によって階層数が異なるなど多様性をもっている。

イングランド地方では、ロンドンおよび大都市地域では1層制で、大都市地域以外では、我が国同様に、県と市町村の2層制をとっている。サッチャー政権により大都市地域の県（カウンティ）が廃止され1層制化され、ロンドンにおいても大ロンドン郡が廃止され、32のロンドン特別区とロンドン市に分割された。改革により、基礎自治体である市町村の面積、人口規模とも、他の先進諸国と比較して大きくなっている。

なお、ウェールズ地方は2層制、スコットランド地方は本土地域は2層制、島しょ地域は1層制、北アイルランド地方は1層制となっている。

また、地方自治体における最高の意思決定機関は、公選の首長ではなく、議会が審議機

関かつ執行機関として行政上の責任を負っている。

(4) フランス共和国

フランスの地方自治組織は、州（レジオン）、県（デパルトマン）、市町村（コミューン）からなる3層制である。他に国の行政単位として県の下に郡があるが、単なる行政区画であり、独立の法人格はない。

州の行政執行責任者は、公選の州議会議員の互選によって選出された州議會議長であり、諮問機関として経済社会委員会を組成している。また州には、国の行政単位の責任者として州地方長官が置かれている。州地方長官は、中央政府によって任命され、中央政府各省庁を州において代表している。

県の区域は、それぞれ一定の面積になるよう機械的に区切られている。県も州と同様に、行政執行責任者は、県議会議員の互選による県議會議長であり、国の行政単位の責任者として県地方長官が置かれている。州庁所在地の県地方長官は、州地方長官を兼務している。また県地方長官は、区域内における市町村や公共機関の監督なども行う。

市町村の行政執行責任者は、市町村議会議員の互選による市町村議會議長であるが、地方長官はいないため、国の代表としての役割も担っている。また、市町村ではこれまで合併などがほとんど行われず、約36,000の市町村があり、その約9割が人口2,000人以下の零細な自治体であり、行財政能力が非常に低い自治体が多い。

(5) イタリア共和国

イタリアの地方自治組織もフランスと同様3層制になっている。

州の行政執行責任者は、公選の州議会議員によって互選された参事会の議長であり、法的に州を代表し、州の法令に審査し中央政府の訓令に従って国の委任事務を遂行する。国の権限の多くは州に委譲、分権化されている。

県の行政執行責任者も、州と同様、県議会議員の互選による県参事會議長であるが、戦後州制度の導入により、権限が大幅に縮小されている。

基礎自治体である市町村（コムーネ）は、古い歴史を持つ生活共同体であり、強い自治意識があるため合併が困難な状況で、フランス同様多数の零細な自治体が多い。市町村長は、コムーネの代表であり、議会から互選される。

しかしながら、1990年の改革により、都市圏のコムーネが解体し、行政区に再編成された。また、市議会とは別に区ごとに一定の権限をもった地区評議会が設置され、自治体行政への市民参加が促進された。

表1 各国の属性一覧

	アメリカ合衆国	ドイツ連邦共和国	イギリス	フランス共和国	イタリア共和国	日本国
面積 (百㎢)(1994)	93,635	3,567	2,441	5,515	3,013	3,778
人口 (千人)(1995)	263,170	81,642	58,610	58,150	57,290	125,197
人口密度 (人/km²)(95)	28	229	240	105	190	331
首都	ワシントン	ベルリン	ロンドン	パリ	ローマ	東京
首都人口 (千人)	('92) 585	('93) 3,475	('93) 6,905	('90) 2,152	('91) 2,693	('96) 11,772
首都人口比率 (%)	0.2	4.3	11.8	3.7	4.7	9.4
民族	白人、黒人、アジア系、太平洋系、先住民他	ドイツ人(ゲルマン民族大部分)	主にアングロサクソン族、他にケルト人、有色人種	フランス人、その他ヨーロッパ各国の帰化人	イタリア人、少数民族のドイツ・スラブ・フランス系	日本民族大部分、朝鮮人、中国人、少数のアイヌ人
政治機構 政体 元首	連邦共和制(50州) 大統領	共和制(16州) 大統領	立憲君主制 国王	共和制 大統領	共和制 大統領	※(立憲君主制) ※(天皇)
名目国内総生産(1996) (ドル換算、百万ドル)	7,636,000	2,352,472	1,157,727	1,539,322	1,232,157	4,594,969
同一人当たり名目国内総生産 (ドル換算、ドル)	28,646	28,720	19,695	26,372	21,466	36,531

※：法解釈上種々の議論あり

表2 各国的地方自治組織一覧

	アメリカ合衆国		ドイツ連邦共和国		イギリス		フランス共和国		イタリア共和国		日本国	
地方自治組織の階層	混合(基本的に2層制)		混合(2、3層制)		混合(1、2層制)		3層制		3層制		2層制	
地方自治組織の形態 (太線…地方自治体) (点線…単なる行政区域)												
地方自治組織の規模 (面積:百㎢) (人口:千人)	州	面積平均 1,872.7	州	面積平均 222.9	《イングランド地方 の非大都市地域》	州	面積平均 250.7	州	面積平均 150.7			
※面積(1994年)、人 口(1995年)を地方 自治組織の数で單 純に除したもの	州	人口平均 5,263.4	州	人口平均 5,102.6		州	人口平均 2,643.2	州	人口平均 2,864.5			
	広域 自治 体	面積平均 30.8	郡	面積平均 8.1	県	面積平均 31.2	県	面積平均 57.4	県	面積平均 32.1	県	面積平均 80.4
		人口平均 86.5		人口平均 186.0	人口平均 724.5		人口平均 605.7		人口平均 609.5		人口平均 2,663.8	
	基礎 自治 体	面積平均 2.6	市	面積平均 0.2	市	面積平均 4.1	市	面積平均 0.2	市	面積平均 0.4	市	面積平均 1.2
		人口平均 7.3	町	人口平均 5.6	村	人口平均 95.0	町	人口平均 1.6	村	人口平均 7.1	村	人口平均 38.5

注1：アメリカ合衆国の基礎自治体の計数は特別区除き

2：ドイツ連邦共和国の特別市は広域自治体へ算入

3：イギリスの計数は1980年現在

4 地方自治体の権限及び地方サービスの執行態勢

(1) 地方自治体の権限

まず、国及び連邦と、各地方自治体の階層別による事務権限を整理してみたい(表3)。

アメリカ、ドイツの連邦制国家においては、連邦と州との関係は「協調的連邦主義」とよ

ばれるように互いに依存関係にある。ただしドイツの方が、連邦法の執行を州の機関が委任を受けて行うといったように、より協調関係が強いといえる。両国とも、連邦政府においては、国防・外交・財政・金融政策、全国的な交通整備、公安などのような純粋公共財のみを執行し、文化・教育施策、社会福祉・医療施策、環境対策などは、州以下の地方自

治体の権限下において執行されている。

イギリスの場合は、反対に、地方自治体の権限を国に移行するような動きがみられるが、各レベルの地方自治体毎に事務権限が明確に定められており、我が国の機関委任事務といったような制度はない。

フランスにおいては、1983年の法律により国から地方への権限委譲の方式として、一括権限方式がとられ、包括的な権限委譲が実施された。なお、権限委譲に伴い増大した経費負担については、国税の地方自治体への移転や新たな交付金の創設によって賄われた。また、全国的性格を有する国の出先機関としての事務は、州および県の地方長官の役割となっている。

イタリアでは、国の権限の多くが州に委譲されており、また基礎自治体であるコムーネへの分権も推進されたため、県の権限は大幅に縮小された。

以上のように、連邦制国家以外のフランス、イタリアでは、国から多くの権限が、州に委譲されており、国は純粋公共財のみに注力でき、各地域の行政は、州の権限下において、独自の行政サービスが施行できるようになっている。

(2) 地方サービスの執行態勢

つづいて、各国の地方自治体の行政サービスで、各自治体のレベルにおいて、どのような態勢になっているのかを、①公共投資 ② 福祉・医療 ③廃棄物・環境対策 ④教育といった分野において考察してみたい（表4）。

① 公共投資

道路整備については、各国とも州道、地方道など道路の格によって各自治体レベルの権限を決めている。

住宅施策については、ドイツ、イタリアでは、基礎自治体である市町村が主体となって、住宅投資を積極的に推進している。

社会資本整備においては、フランスの県では、地域計画の一環として、農村開発に責任を担っている。

② 福祉・医療

福祉・医療面においては、市町村などの基礎自治体よりも郡・県などの広域自治体が重要な役割を担っている。アメリカ、ドイツの連邦国家の他、フランスでは、主要な財源は県に属し、社会援助について全般的権限を有する。

③ 廃棄物・環境対策

ゴミ処理、し尿処理などについては、各国とも基礎自治体である市町村が担当しており、アメリカ、イギリスなどでは、多くが民間委託されている。

ドイツでは、自然保護については、州から郡へ、環境対策については、州から市町村へ事務委任されている。

④ 教育

アメリカ、ドイツなどの連邦制国家においては、基本的に州が全般的な権限を有し、カリキュラム、教科書の選定を行っている。他の3国においては、中央政府の計画の下に、各地方自治体が各レベルに応じた権限を有している。

表3 国及び地方自治体の権限一覧（その1）

組織別	アメリカ合衆国	ドイツ連邦共和国	イギリス
国及び連邦	<ul style="list-style-type: none"> 国防、外交 外国貿易及び州間通商の規制 帰化に関する規則の規定 破産の規制、度量衡の制定 貨幣の鋳造、通貨偽造への科罰 郵便局と郵便網の設置 著作権と特許の認定 公海上の海賊行為と重大犯罪に対する科罰 宣戦布告、陸海軍の創設と維持 首都と准州の統治 	<ul style="list-style-type: none"> 国防、外交 連邦の財政 連邦水路及び船舶航行 連邦鉄道、航空 連邦郵便、連邦銀行、連邦保険 連邦国境警備隊 連邦統計、連邦環境 特許、気象 警察情報、刑事警察、公安 	<ul style="list-style-type: none"> 国防、外交 経済及び雇用関係維持 所得保障関係事務(国民保健、年金等) 総合大学に関する事務 国道等大規模道路 主要河川 <p>《国営事業》</p> <p>郵便、電信、電力、ガス、石炭 鉄鋼、鉄道、航空、全国網バス</p>
州	<ul style="list-style-type: none"> 地方政府の設置 学校制度の設置運営 州警察制度の設置運営 民事商事、労働、産業等の規制 生活保護、社会福祉 公共施設の設置、維持 <p>《州と連邦の共同事務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税、借金、公共事業の施行 銀行・裁判所の設置認可 幹線道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 文化、教育事業（大学、教職員） 法的保護、社会扶助 警察、産業振興 <p>《州と連邦の共同事務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関の増設及び新設 地域経済構造の改善 農業構造及び海岸保全の改善 	
広域自治体	<ul style="list-style-type: none"> 登記事務、裁判、課税、徵稅 刑務所、警察、検察 生活保護施設の設置 道路、橋等の建設管理 保健、医療補助、農業関係 小中学校、図書館 	<ul style="list-style-type: none"> 郡道、市町村間の公共交通輸送機関 病院、老人ホーム 図書館、博物館 中学校以上の学校、職業学校 ゴミ処理、上下水道、自然公園 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の基本計画 道路、交通行政、警察、消防 ゴミ処理、社会福祉 教育、図書館 <p>《県と市町村の共同》</p> <ul style="list-style-type: none"> 博物館、美術館 レクリエーション施設
基礎自治体	<p>《地方自治体の事務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、消防、道路、下水道 衛生、社会福祉、学校教育 <p>《準地方自治体の事務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、道路、公園、図書館等 <p>《特別区の目的種類》</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、消防、土壟保全 都市水道、下水道 住宅、都市再開発 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ、文化施設 老人ホーム、病院、墓地 図書館、博物館 公共交通（市長村道、歩道、駐車場） 小中学校、幼稚園 上下水道、廃棄物処理、消防 <p>《指示・委任事務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築監督、住民登録、保健所 道路交通監視、地域整備計画 戸籍、国勢調査 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域計画 開発規制、住宅 環境衛生、ゴミ収集 小規模な道路、駐車場管理

表3 国及び地方自治体の権限一覧（その2）

組織別の 種類	フランス共和国	イタリア共和国	日本国
国及び連邦	<ul style="list-style-type: none"> 国防、外交 全国的計画の策定、調整等 経済計画、財政政策 都市計画区域の指定 水域、海上交通の統制 高等教育機関の設置 歴史建築物及び町並みの保護地区の指定 自然保護区域の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 国防、外交 全国的計画の策定 経済政策、財政政策 薬局の登録、農業試験場の業務 林業（指導的業務） 年金、身体障害者の手当、失業補償 	<p>《国家統治の基本に関する事務》 外交、安全保障、通貨、戸籍、司法、刑罰、懲罰 国の運輸・通信・郵便、国立の研究施設・文化施設 《根幹的部分を直接執行している事務》 国立公園・国定公園の管理等、治山・治水、環境保全の基準事務、金融機関の監督事務 《全国一律の基準による給付金支給事務》 社会保険・失業保険、国家補償 《国民の健康被害防止のための事務》 法定伝染病の蔓延防止事務、 • 災害救助事務、条約等の事務、国税の賦課・徴収</p>
州	<ul style="list-style-type: none"> 域内の経済発展、開発計画 域内の公共投資計画 高等学校の管理 職業教育、研修 公共施設整備 企業への財政援助 運河及び河川港 環境、文化活動 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の境界 都市警察及び村警察 市場及び見本市 公共の福祉事業、衛生扶助及び医療扶助 職業教育及び育英事業 博物館及び図書館 都市計画、公共事業 観光及びホテル事業 州の利益に関係ある軌道、水道、自動車事業 湖沼の航路及び港 	
広域自治体	<ul style="list-style-type: none"> 農村整備 社会福祉、児童福祉、老人福祉施設、身障者施設の運営 商、港湾 中学校の管理 都市圏外通学輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 県道の建設、維持 公的扶助 公衆衛生 中学校、図書館の管理 ガス、水道、交通、電話などのサービス業 	<ul style="list-style-type: none"> 地方総合開発計画の策定、上下水道の保全・開発、産業立地条件の整備、産業廃棄物処理、開拓・干拓等、道路・河川・運河等公共施設の建設・維持管理 義務教育、高等学校、文化財保護、警察、道路交通、社会福祉、公衆衛生、土地収用、各種営業許可 市町村の組織運営の合理化に対する助言・勧告 都道府県税の賦課・徴収
基礎自治体	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校的管理 図書館 土地利用 都市計画 都市圏内通学輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 都市及び農村警察 建築規制 保健衛生 公共土木事業（道路、下水道、公園緑地等） 貧困者扶助 小学校的管理 	<ul style="list-style-type: none"> 地方の公共秩序の維持、住民の安全・健康・福祉 公園・緑地・道路・河川等の設置・管理・使用規制 海上輸送・陸上輸送用施設の設置・管理・使用規制 小・中学校の管理運営、各種文化施設の設置・管理 病院・療養所、老人ホーム等の福祉施設の設置・管理 清掃・美化、公害防止等の環境保全・風俗醜化 防犯・消防・交通安全、 森林・土地・市場・漁業の経営等の収益事業 都市計画、農地開発、区画整理等の各種事業 特産物保護、産業振興 住民及び滞在者の身分証明・登録 土地利用規制、建築規制 地方税・使用料等の賦課・徴収

表4 各国の地方サービス執行態勢（その1）

行政事務名	アメリカ合衆国	ドイツ連邦共和国	イギリス
公共投資	<p>《道路》</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路事業については、連邦政府、州政府のほか、自治体、郡、特別行政区など多くの関係機関が関与する。 実際の作業は、民間委託。 《社会資本整備》 公共と民間が共同協定を結び、管理委員会の下、共同作業。 《住宅》 連邦政府の提起により開始。市、郡により特別住宅機関が設立され建設資金を調達。 	<p>《道路》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、地方道についての権限をもつ。但し、人口80,000人以上の市は、区域内の連邦道の建設・維持に包括的権限あり。人口30,000人以上の市は、州道についての権限あり。郡は、市町村の能力を越える建設・維持を担当。道路には、連邦の補助 道路には、連邦補助金支出あり 《住宅》 住宅投資の半分は、市町村。残りは、公益的住宅機関が建設。 	<p>《道路》</p> <ul style="list-style-type: none"> 非大都市圏の県、ロンドン特別区、大都市圏の市町村は、自動車専用道路・幹線道路を除き、全ての道路の建設・維持を担当 非大都市圏の市町村は、地方道路及び補助作業につき、高速道路機関の下級機関としての事務を行う。 《公営住宅》 基礎自治体は主たる住宅行政当局であり、住宅投資計画を国に提出、老朽市街地再開発を行う。
福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> 保健、福祉では、市よりも郡が重要な役割 保健サービスは、特別行政機関により行われる場合が多い。 市の保健部門は、予防衛生を担当。保健理事会をもつ。 病院について、民間委託がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健は、連邦、州、市町村、市町村事務組合、その他の公共機関の共管。中心は、郡保健局。 病院・保健の投資的経費には、州の特定補助金が支えられる。 福祉は、社会援助法が基本。州の権限は、自治体の事務組合の参加を得て行使される。郡は、業務をボランティア団体に委託 	<ul style="list-style-type: none"> 県、大都市圏の市町村は、保健サービス機関と共同して、社会サービス委員会を設立。 近年、高齢者と精神障害者向け介護の責任は、地域社会が負い、国の補助金が交付される。 基礎自治体は、環境衛生サービスを行なう。 病院、失業者事業、困窮者救済は、国営事業。
廃棄物・環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 水道、し尿処理の多くは、州法に基づき、民間委託される。その他、市や特別行政区により行われる場合もある。 廃棄物の収集と処理、街路清掃では、民間委託が一般的 公害管理の方法は多様。 自然資源の保全と管理の多くは特別行政区が担当。業務の多くは、土壤保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの収集・処理は、市町村と郡が担当 自然保護は、州から郡への委任事務 環境保護・農地管理は、州から市町村への委任事務 環境保全は、都市計画の中で、市町村と郡の専管事務 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の収集は、全ての基礎自治体。廃棄物の処理は、県、大都市圏の市町村、ロンドン特別区が担当。 非大都市圏の市町村は、県の計画に従い地域計画を策定。 水道、河川汚染管理、し尿処理は、国営事業。
教育	<ul style="list-style-type: none"> 州法により、州教育行政機関をもち、カリキュラム、教科書の選定等を行う。教区関連事務は学校区に委任。 学校区は、独自の公選制理事会をもち自律的に運営。 高等教育は、主に州権限。私立単科大学には、州の補助あり。 	<p>州…教員の任用と給与 郡…中学校以上の学校の設立 市町村…幼稚学校、初等学校の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校への投資的経費には、州の特定補助金が支えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県、大都市圏の市町村、ロンドン特別区は、地方教育行政当局に指定。 近年、自治体の権限が大幅に削減され、学校理事会へ自治体の管理権限が移管されるなど、行政当局からの離脱が進んでいる。

表4 各国的地方サービス執行態勢（その2）

行政事務名	フランス共和国	イタリア共和国	日本
公共投資	<p>《道路》 州…主要道路開発財源の一部担当 県…県道の維持、市境界の維持 市…地方道路の計画・建設・維持 《社会資本整備》 ・県は、地域計画の一環として、農村開発に責任をもつ。 《住宅》 州…州住宅政策を策定し、県と合同で政策の優先順位を決定 市…地方住宅事業計画の原案策定 ・自治体の投資的経費には、建設包括補助金が交付される。</p>	<p>《道路》 ・市町村は市町村道路、県は都市間道路、州は道路網を担当 《住宅》 ・市町村は、公共住宅の立地・用地確保・建設・配分等を担当</p>	<p>《道路》 国…国道、自動車専用高規格道路（道路総延長の4%） 県…都道府県道（同12%） 市…市町村道（同85%） 《公営交通》 国…地方公営企業法による基準 市…路面電車、地方鉄道、公営バス運営（地方公営企業） 《住宅》 国…公営住宅の補助金交付 県…住宅建設の承認 市…低所得者住宅の建設・運営</p>
福祉・医療	<p>・主要な財源は、県に属する。 州…高齢者サービスを援助 中央政府との調整 県…社会援助について全般的権限をもつ。 社会医療給付計画の策定、保健・社会援助の管理。 市…環境保健センターを運営 県の下級機関としての事務</p>	<p>・保健についての主要な権限は、州法に基づき、市町村の事務組合である保健地区事務所がもつ ・社会福祉は、市町村と州の共管であり、社会援助の給付は、県と州が関与する。 ・公的援助、保健補助、病院事務は、県が行う。</p>	<p>《医療》 国…国立病院の直接管理 県…公立病院の直接管理 市…公立診療所の直接管理 《保健衛生・予防》 国…保健所法による基準 (人口10万人に1ヶ所設置) 県…保健所の運営（政令指定都市、東京特別区も同様） ・国民健康保険は、市町村が運営</p>
廃棄物・環境対策	<p>・水道、し尿処理、ガス、電気、暖房は市町村の担当。 ・都市と農村の環境対策は、地域計画の中で担保される。 ・市は、中央政府出先機関が定める用途地域の範囲内で、地域構造計画の原案策定。土地利用計画の確定。</p>	<p>・県は、産業開発、宅地拡大、社会資本開発、水道管、鉱物・森林資源、土壤・水質保全、公園保留地などについて基本方針を決定する。 ・市町村は、環境汚染・衛生事務の主要な権限をもつ。都市計画・建築規制の一環として、自然・環境保護、土壤保全、土地利用変更の規制・監督などがある。</p>	<p>・大気汚染規制は、都道府県が計画を策定し、行政を執行する。 ・廃棄物処理は、都道府県が行う</p>
教育	<p>・近年、中央政府の全般的な計画を具體化する州・県の審議会に市が参加。 州…国立高等中学校、職業訓練校、高等教育機関の建設・維持 県…国立高等中学校の建設・維持、教員養成専門学校、学校交通、学生への補助金を担当。 市…幼稚学校、初等学校、総合中等学校の建設・維持・管理</p>	<p>・州立職業訓練センターを除き、全般的に中央政府の権限 (教員は国家公務員、カリキュラムは国定) ・州は、教育援助を行い、地方立学校を運営する。 ・県は中等学校に関する権限もつ ・市町村は、学校の建設・維持、国定カリキュラムの補足、学生への援助を行う。</p>	<p>《学校教育》 県…公立高校の管理・運営 私立学校への補助金交付 市…公立幼稚園、公立小・中学校の管理・運営 《社会教育》 県…公立図書館・美術館、文化事業 市…公立図書館・美術館、文化事業、市民会館</p>

5 広域行政制度の概要

ここでは、各国の広域行政制度について整理してみたい（表5）。

それぞれの国の歴史により、広域行政制度については、実に種々の形態が存在するが、特に多数の零細な市町村が存在するフランスには、19世紀から存在している。

広域行政制度の整備により市町村行政の限界を補完し、地方自治、住民自治の充実のため大きな役割を担っているといえよう。

また反対に、イギリスのように市町村合併を積極的におこない、基礎自治体の規模が大きい国では、広域行政のための特別組織は他国に比べて多くない。そして住民自治充実の

ため、ロンドンでは「都市内分権化」が推進され、住民指向的なサービスを、市場原理の導入、民間委託の実施などにより提供している。

我が国においても、1974年に「複合事務組合」が設立され、ゴミ処理や消防などの事務を中心広く活用されているが、その後の様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するために、1994年に「広域連合」が創設された。1998年9月1日現在、17広域連合が発足しており、広域市町村圏計画の策定、広域的幹線道路網構想の策定、土地利用計画の調整、広域的ゴミ処理計画の策定、また最近では、介護保険への対応などに取り組んでいる。

表5 各国の広域行政制度

アメリカ合衆国	ドイツ連邦共和国	イギリス	フランス共和国	イタリア共和国	日本国															
<p>全国一ではなく、行政区域も重複しており、様々な形態がある</p> <p>《類型》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区域外管轄 ② 政府間協定 ③ 任意的大都市圏協議会 ④ 都市カウンティ ⑤ 州政府への機能の委譲 ⑥ 大都市圏特別区 ⑦ 併合 ⑧ 都市カウンティ統合 ⑨ 都市カウンティ分離 	<p>① 市町村連合…郡所属の行政能力の低い農村部の市町村行政を補完（事務を共同処理）</p> <p>② 目的組合…郡所属の複数の市町村や市町村連合により設立（特定の事務処理を目的）</p>	<p>積極的な市町村合併のため、基礎自治体の規模が広域化しており、広域行政の特別組織は少ない</p> <p>《イングランドにおける広域行政分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警察 ② 消防 ③ ゴミ処理 ④ 公共交通 	<p>1992年2月「共和国の地方行政に関する指針法」制定 →地方自治体間協力の推進方策を規定 →行政サービスの広域化、効率化</p> <p>《広域行政組織一覧表》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>組織名</th> <th>組織数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村事務組合 広域市町村圏 市町村共同体 都市共同体 広域都市共同体 新都市組合</td> <td>15,193 165 9 7</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>県際機構</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>州</td> <td>共益機構 州間協議会</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>混成事務組合</td> <td>975</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	組織名	組織数	市町村	市町村事務組合 広域市町村圏 市町村共同体 都市共同体 広域都市共同体 新都市組合	15,193 165 9 7	県	県際機構	42	州	共益機構 州間協議会	0	その他	混成事務組合	975	<p>市町村連合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的地域計画策定 →州計画に反映 ・州からの委任事務の共同処理 <p>組合数 2,818組合（1996年現在）</p> <p>1994年6月「広域連合」の新設 →広域行政需要に対応 国・県からの権限委譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の総合計画の策定 ・広域的ゴミ、し尿処理 ・介護保険認定審査 団体数 17 参加市町村数 15市79町33村（1998年9月1日現在） 	<p>1974年6月「複合一部事務組合」方式の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、し尿処理 ・消防 ・火葬場等の運営
レベル	組織名	組織数																		
市町村	市町村事務組合 広域市町村圏 市町村共同体 都市共同体 広域都市共同体 新都市組合	15,193 165 9 7																		
県	県際機構	42																		
州	共益機構 州間協議会	0																		
その他	混成事務組合	975																		

6 我が国的地方自治状況との比較

前節までに検証した欧米先進諸国の方自治の状況と比較して、我が国の方自治の状況について検討し、方分権推進上の問題点を考察していきたい。

(1) 我が国の方自治の特徴

我が国の方自治制度については、第1章でふれたように、戦後住民自治の風土のない状況下において、制度のみアメリカの先進的なものが導入された。

しかしながら、行政制度は欧米先進諸国に追いつくため強力な中央集権体制がとられ、方自治は後退し醸成しなかった。国民性も自由・公正よりも平等・公平を求めたため、全国的に画一的な行政制度を支持し、行政依存体質が強くなつた。

この点は、フランスの状況に近いと思われる。フランスでも、旧来より中央政府による中央集権的な行政統制が強く、強固な官僚制がしきれ、行政組織が肥大化していった。その背景には、行政サービスの平等を求める国民性があり、我が国同様に行政依存体質が強かつた。しかしながらフランスにおいても、また同じく中央集権的行政制度をとってきたイタリアにおいても、1980年代以降、州の権限強化、基礎自治体の権限強化など積極的な方分権施策を推進してきており、方自治権は充実してきている。

我が国でも、方制度調査会、臨調などで1960年代以降、方制度改革について審議が

なされてきたが、積極的な方分権施策までには至っておらず、これからの方展が望まれるところである。

(2) 方自治組織のあり方

方制度を考察する場合、まず連邦制国家と单一主権国家とで異なる。連邦制国家では、3権は連邦、州ともに有し、方制度は基本的に州により相違がある。しかし、連邦制国家のアメリカとドイツでは、その国民の構成が異なっている。アメリカは“人種のモザイク”といわれるよう種々の民族が混在し、多様で多元的な社会を形成し、また国土面積も広いため、連邦制は自然の成り行きと思われる。反面ドイツは、大部分がゲルマン民族の单一民族国家であり、国土面積もフランス、我が国よりも狭い。ドイツにおいて連邦制が施行されているのは、古くから領邦国家が割拠していたという歴史もあり、また、ナチスに対する反省から中央への過度の集積・集中を避けようという政策意図からである。その結果、我が国のような一極集中現象はおきておらず、多極分散型国土の形成に寄与しているといえよう。

我が国と同じ单一主権国家であるイギリス、フランス、イタリアを比較すると、それぞれ特色がある。イギリスでは、サッチャー政権以降、方行政改革が積極的に推進され、より効率的な行政が指向された。イングランド地方の基礎自治体の規模も先進6ヶ国の中で一番大きく、ロンドンなど大都市圏では1層制となっている。県などの広域自治体を廃

止し、権限を国へ移すなど制度的には地方分権の流れと逆行し、中央集権的な動きといえるが、これも住民の中に、住民自治、地方自治の意識が根づいているために実施できるものであろう。

反面、フランス、イタリアでは、州制度の導入による地方自治組織の3層制化を実施し、国の権限を州政府に委譲させ、地方自治充実を図っている。しかし、市町村などの基礎自治体の合併が進展せず、多数の小規模で零細な自治体が存在しており、行政能力の欠如が懸念される。フランスでは、市町村の行政能力を補完するため、広域行政組織が多く存在し、行政サービスの広域化、効率化を推進している。

さて、我が国においては、地方自治組織としては長く2層制がとられており、国民に定着している。しかしながら近年、地域計画、交通政策、また環境問題など県域を越えた問題が増加しており、現在の47都道府県の区割りでは対応できない状況が生まれてきている。また、行政単位ごとに国の出先機関である地方支分部局が設置されており、地方行政組織レベルでは、我が国は3層制的ともいえるが、担当範囲が組織毎に整合しておらず、また縦割り行政となっているため、その機能が充分發揮されているとはいえない。連邦制国家では、州毎に独自の行政が施行されており、フランス、イタリアにおいても、開発計画、公共投資、広域交通、環境問題などの対応は、県を越えた州の権限になっている。

また、我が国の中核自治体である市町村の

規模は、5ヶ国に比べて決して小さくはないが、人口1万人未満の零細自治体が、全体の約47%と多数存在している。財政再建の折り、国、地方を含めた行財政改革は急務であり、その一環として市町村合併の推進、地方交付税・各種補助金の見直しは不可避である。

また一方では、地方自治、住民自治の拡充のために、零細市町村を補完するためにより一層の広域行政組織の充実も求められる。現在の広域連合の機能を強化し、国、県の権限・財源を委譲し、介護保険などのこれからの中高齢化社会での福祉行政や、ゴミ処理などの環境行政に対応していく必要があるのではないか。零細市町村の行政機能は、必ずしもフルセット型にする必要はなく、狭域で対応すべき分野に限定し、地域計画、公共投資、福祉政策、環境対策などは、隣接する市町村で連携することにより対応すべきであろう。

各行政サービス毎に、行政コストと、自治体規模の関係などを検証してみる必要があり、サービスの内容によっては、分権ではなく、集権すべき分野も出てくるであろうし、反対に狭域レベルが最適なサービスもある。行政側も、各種事業について住民に情報公開を徹底し、民間委託も含めた効率的で、柔軟な行政体制を構築していく必要がある。

第3章 種々の地方制度論議

本章では、地方分権推進施策を考察する場合の一つの視点である地方制度論、所謂“受け皿論”について考察していきたい。

まず、今日の我が国的地方自治の問題点を整理すると以下の点があげられる。

- ①中央省庁への権限集中による地方自治の後退
 - ・東京一極集中による国土構造のアンバランス
 - ・行政機構の肥大化、縦割りによる弊害
- ②2層制の地方自治組織の限界
 - ・県域を越えた諸問題への対応能力の欠如
 - ・国からの大量の機関委任事務の処理
- ③地方自治体の行政能力不足
 - ・地方行政改革の遅れ
 - ・広域行政への対応能力の欠如

以上のような問題の中で、特に①と②の問題点を解決するため、現在の2層制に替わる種々の地方制度論議が展開されている。代表的なものに、地方庁制、道州制、連邦制論があげられ、その概要を整理すると以下のようになる。なお、現在審議している地方分権推進委員会は、現在の2層制の維持の立場で、機関委任事務の廃止、国及び県からの権限委譲などを通じて地方分権推進を図っている。

1 地方制度論の概要

(1) 地方庁制

現在の国の出先機関（地方支分部局）を統合した「地方庁」を設置し、中央政府から国防・外交などの純粋公共財以外の権限の委譲と、それに伴う財源の委譲を受け、国の行政

機関として、機関委任事務を処理し、広域プロジェクト、開発計画など広域行政需要に対応していくとするものである。

地方庁の長は官選であり、職員は、現在の地方支分部局の職員に加え、国からの権限委譲に伴い、中央省庁から相当数の職員が配置できる。

また、現在の都道府県は存続させ、地方レベルの事務については、従来どおり都道府県あるいは市町村が行う。なお、都道府県知事が行っている機関委任事務を地方庁が行うことにより、都道府県の事務の簡素化が図られ、より地域に則した行政が施行できるようになる。

(2) 道州制

前記の地方庁制を一步進め、全国を10程度のブロック（州）に分割し、スリム化した中央省庁の行政事務以外の分野において個々の州に応じた政策を実施していくとするものである。また、国だけではなく、都道府県の権限も州に委譲することにより、将来的に都道府県を廃止して、2層制化する。

また、州には公選の首長及び議会を設置し、州に三権のうち立法権及び行政権を認めようというものである。フランス、イタリアの州制度に近いが、フランス、イタリアでは県は存続させている。

(3) 連邦制

地方庁制、道州制は、現行憲法の枠内で運用可能であるが、連邦制は憲法改正が必要に

なる。アメリカ、ドイツなど先進諸国を中心に世界約20ヶ国で採用されており、究極の地方分権あるいは地域主権ともいえる制度である。

全国をブロック化した州は、個々に憲法及

び三権を有し、現行の国の事務の内、国防・外交・通貨管理などの連邦国家維持のために必要なものを除き、全てが州の権限下に置かれる。州には、道州制と同様に、公選の首長及び議会が設置され、都道府県は廃止される。

名 称	制度の特徴	地方行政組織の機能						議 会 の 設 置	機関の取扱			
		憲 法	立 法 權	司 法 權	行 政				中 央 省 庁	出 先 機 関	都 道 府 県	
地 方 庁 制	・国の出先機関を統合 ・国の行政機関 ・長は官選 ・都道府県は存続	無	無	無	・国の機関委任事務を処理 ・広域プロジェクト、開発計画等			官 選	無	現 行 ど おり	統 合 ↓ 地 方 庁	存 続
道 州 制	・全国をブロック化 ・国と県から権限委譲 ・長は公選、議会設置 ・都道府県の廃止	無	有	無	・国の機関委任事務を処理 ・中央省庁の事務の一部を処理			公 選	設 置	現 行 ど おり	廢 止 ↓ 道 州 庁	廢 止 ↓ 道 州 庁
連 邦 制	・全国をブロック化 ・憲法改正の必要 ・州毎に憲法、三権有 ・長は公選、議会設置 ・都道府県の廃止	有	有	有	・連邦政府の事務以外の全て担当 ・州内の地方自治体の設置・管理			公 選	設 置	連 邦 政 府	廢 止 ↓ 州 政 府	廢 止 ↓ 州 政 府

2 地方制度論の効果と問題点

次に各地方制度論の効果と問題点については、下表のように整理できる。

名称	効 果	問 題 点
地 方 庁 制	<ul style="list-style-type: none"> • 広域行政需要の増大に対応 • 広域プロジェクトの総合的、効率的推進 • 東京圏一極集中の中止 • 地域の経済、文化の活性化 • 縦割り行政の弊害除去 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方行政組織の3層制化による行政効率の悪化 • 地方行政組織の肥大化 • 区域設定の合理性、整合性
道 州 制	<ul style="list-style-type: none"> • 広域行政需要に対応 • 中央政府のスリム化 • 県と市町村の二重行政の弊害除去 • 東京圏一極集中の中止 • 地域の経済、文化の活性化 • 地方自治権の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> • 区域設定の合理性、整合性 • 県の廃止による広域行政組織の拡大化 • 道州間の格差調整
連邦制	<ul style="list-style-type: none"> • 地域主権の獲得 • 広域行政需要に対応 • 東京圏一極集中の中止 • 国土の均衡発展、安定化 • 国内経済、文化の多様化、多元化 • 海外諸国との多元的交流 	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国において連邦制の適用疑問（歴史面、国民性、社会的背景） • 憲法改正の問題 • 州間の格差調整

各地方制度論にはそれぞれこのようない効果と、施行上の問題点が考えられるが、次に、我が国の現在の政治・行政状況を前提に、その実現可能性について考察してみたい。

まず、地方府制については、現在の国の出先機関を整理統合して、ブロック毎に合同の

地方行政組織をつくるというものであり、他の地方制度論に比べて、実現可能性は高いと言えよう。但し、各地方府の管轄区域の設定において、特に首都圏・中部圏・近畿圏などにおいては、互いに経済圏・生活圏が重層的になっており、線引における合理性および住民への納得性が求められる。また、地方自治組織としては引き続き、県、市町村の2層制であるが、地方行政組織としては、県、市町村に加えて3層制となるため、行政効率が悪化しないよう留意することが必要である。

次に、道州制についてであるが、この制度は、地方府制を一層地方分権化させたもので、都道府県を越えた広域行政組織が、公選の首長と議会を設置し、自治権を有する制度であり、我が国において想定できる有効な地方自治制度の一つといえよう。しかし、道州制度論は、地方自治および行政組織の3層制化による効率悪化を防ぐため、都道府県の廃止を前提としている。我が国においては、県の存在が住民に定着しているため、一気に道州制に移行することは困難であろう。

3つ目の連邦制については、究極の地方自治制度といえるが、我が国の歴史、国民性などを勘案すると、我が国に導入可能で、妥当な制度であるかどうかに対する国民的議論が必要になろう。

また、道州制、連邦制への移行により、州間での税収面などで経済格差が発生することが予想されるが、国民福祉面など格差が発生すべきでない行政分野では、その財源について調整することが必要になろう。それ以外の

分野では、地域間競争を促進させることにより、地域経済・文化の活性化を促す必要がある。

以上の諸点を勘案すると、地方分権化のステップとしては、まず実現可能性の高い地方庁制を施行し、その定着度合いをみて道州制に移行するといった段階を踏んだプロセスをとる方法が一つ考えられる。

3 「地方庁構想」の考察

本節では、前節で実現可能性が高いと評価した「地方庁制」について、もう一段の考察をしてみたい。

「地方庁制」は、前節までに整理したように、全国を8~10程度の地域ブロックに分割し、そこに現在の国の出先機関（地方支分部局）を統合した「地方庁」を設置する。地方庁には、中央政府から国防・外交など全国レベルで統一して執行することが望ましい行政分野を除いた権限、およびそれに必要な財源を委譲するものである。そして、現在の省庁ごと縦割りに分割されている出先機関を地方庁に統合する。この結果、地方行政組織として圏域内の広域プロジェクト、交通基盤整備、社会福祉政策、環境対策などを、その地域の実情にあわせて総合的に取り組むことが可能になる。

現在の国の出先機関の管轄区域は、機関ごとに異なっている。例えば中部9県においても、財務局、農政局、通商産業局、運輸局、地方建設局などほとんどの出先機関が一致し

ておらず（表6）、中部圏全体を統一的に把握して、政策が実施されるような状況ではない。地方庁を設置する場合は、まず管轄区域を整理して、効率的で、整合性のある行政を展開する必要がある。

また、地方庁制施行により中央省庁の権限が各地域に分散されることとは、東京一極集中の是正、多極分散型国土形成に資するであろう。さらに、各出先機関が地方庁に整理統合されることにより、地方庁は“一つの意思”を持った行政組織体として活動することができ、縦割り行政の弊害を除去し、圏域内の広域行政需要に柔軟に対応することが可能となり、地域経済の発展、社会資本の整備、福祉政策の充実につながり、特色ある地域づくりに貢献するであろう。

反面、地方行政組織の3層制化による行政効率の悪化、地方行政組織の肥大化などが指摘されているが、これについては、中央省庁から地方庁への権限委譲を実施し、国と地方との役割分担を法律などにより明確化することにより、行政効率の悪化を防ぐ必要がある。また、省庁ごとに分散している出先機関を整理統合することにより、全体としては地方行政組織をスリム化することができ、あわせて地方庁自体も効率的な組織にする必要がある。中央省庁が、2001年以降順次再編され1府12省庁に移行する予定であり、地方行政組織においても、合理的・効率的な組織改革が求められる。

フランス、イタリアでは、戦後、県を越えた広域的な地方行政組織として、州を設置し、

その後1980年以降、その州に公選の首長と議会において、自治権を与えることにより、州を地方自治組織として機能強化を図った。我が国においては、まず初めに、国の出先機関を整理統合し、中央省庁の権限・財源を委譲させた広域的な地方行政組織としての地方庁を設置する必要があろう。

地方分権を考察する場合、政・官・財のトライアングルでとらえると、官の中での分権なのか、政・官を巻き込んだ分権なのかをはっきりする必要がある。地方庁制は、いわば、官の中での地方分権であるが、現在のような中央省庁による一律的・画一的行政から、各地域の実情に応じた地方自立型の行政に大きく方向転換することが、地方分権の第1段階として必要である。中央省庁の再編により、中央省庁のスリム化が図られるが、各種権限をめぐり、国と地方との激しい駆け引きが予想され、その結果、スリムだが強力な権限をもった中央政府ができる可能性もある。そのような事態を回避するためにも、地方庁を設置して、権限の地方分散化を図り、地方自立型の行政を目指すことが肝要となる。

そして、地方庁制に移行後、さらに地方自治権の拡充のため、地方庁に公選の首長を置き、議会を設置するなど自治権をもつ道州制に移行していくことの必要性について、改めて、政・官・財および国民を巻き込んだ本格的な地方制度論議を展開していくのが現実的なステップであろう。

また、地方分権推進施策として、地方庁な

ど中間的な行政組織を設けず、現体制の下で、国の権限・財源を地方自治体へ委譲する方策も考えられる。この場合には受け入れ側の地方自治体（県、市町村）の機能強化、および広域行政需要に対応するため、都道府県間の広域連合の活用など、隣接自治体との連携がより一層求められる。

表6 主な国の出先機関等の管轄区域(中部圏内) (その1)

	名 称	富 山	石 川	福 井	長 野	静 岡	岐 阜	愛 知	三 重	滋 賀
財務局	関東 (東京)				○					
	東海 (名古屋)					○	○	○	○	
	北陸 (金沢)	○	○	○						
	近畿 (大阪)									○
税関	名古屋				○	○	○	○	○	
	大阪	○	○	○						○
農政局	関東 (東京)				○	○				
	東海 (名古屋)						○	○	○	
	北陸 (金沢)	○	○	○						
	近畿 (大阪)									○
通商産業局	関東 (東京)				○	○				
	中部 (名古屋)	○	○				○	○	○	
	近畿 (大阪)			○						○
運輸局	中部 (名古屋)	○	○	○		○	○	○	○	
	新潟				○					
	近畿 (大阪)			○						○
港湾建設局	第1 (新潟)	○	○	○	○					
	第3 (神戸)									○
	第5 (名古屋)					○	○	○	○	
電気通信監理局	東海 (名古屋)					○	○	○	○	
	信越 (長野)				○					
	北陸 (金沢)	○	○	○						
	近畿 (大阪)									○
地方建設局	関東 (東京)				○					
	中部 (名古屋)				○	○	○	○	○	
	北陸 (新潟)	○	○		○					
	近畿 (大阪)			○					○	○

注：カッコ内は所在地

表6 主な国の出先機関等の管轄区域(中部圏内) (その2)

第4章 地方庁構想の推進における諸問題

1 中部圏における地方分権組織のあり方

中部圏は、1966年7月に制定された「中部圏開発整備法」によれば、富山・石川・福井・長野・静岡・岐阜・愛知・三重・滋賀の9県を対象地域にしており、太平洋側の東海地域から、日本海側の北陸地域まで、非常に広範で多様な地域を抱えている。また、この9県のエリアは、先般発表された新・全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において呈示された、我が国の国土構造の形成の基となる4つの国土軸である「北東国土軸」、「日本海国土軸」、「太平洋新国土軸」、「西日本国土軸」が交わる結節圏域となっている（図2）。

このような重要な役割を担っていく中部圏において、第3章において指摘したように国の出先機関の管轄区域が統一されておらず、効率的で整合性のある行政を施行することが難しい状況である。現在、鋭意推進されている広域的な大規模プロジェクトについても、仮に地方庁制が施行されていれば、交渉プロセスが効率化され、プロジェクトの進捗がより早くなった可能性もある。

中部圏内においても、県を越えた広域的な行政課題が増加してきている。こうした広域的な行政課題の解決のためには、各自治体間による水平的な調整は難しく、一つ上の組織

が存在すると、より効率的な展開が期待できる。地方庁は、各出先機関の機能を統合し、広域的行政課題について、総合的・効率的に対応していくとする行政組織であり、特に、国の出先機関の管轄区域が錯綜している中部圏においては、まずこのような組織を組成する必要があろう。また、現在組織されている各県の行政課題の協議機関である中部圏開発整備地方協議会（事務局：愛知県）の機能強化もあわせて重要である。

2 今後の課題と展望

さて、最後に地方庁制採用の際に、解決しておかなければならぬ問題について検討したい。残された課題を整理すると、以下の4点に集約できよう。

①税制の問題

- ・中央政府から各地方庁への財源の配分方法・基準をどのように決めるのか。あるいは、国税の徴収ルートを抜本的に変更し、各地方庁毎に管轄地域の国税を徴収し、その後、一定割合を中央政府へ配分するような制度にするのか。
- ・各地方庁で国税を徴収する場合、各地方庁間の財源調整をどのような仕組みで行うのか。

②権限の問題

- ・中央政府から地方庁に委譲する具体的な権限内容、また中央政府に残すべき権限内容の絞り込みを、どのように決定するのか。

- ・地方庁から地方自治体への権限委譲、および権限調整をどのようにするのか。

③区域設定の問題

- ・各地方庁の管轄区域を設定する際の合理的基準を、どのように決定するのか。
- ・現行の都道府県の境界を尊重して、地方庁の管轄区域を決定するのか。あるいは経済圏・生活圏・交通アクセス等の状況を勘案して、県境にとらわれず管轄区域を決定するのか。

④地方庁の組織の問題（意思決定の仕組み）

- ・地方庁長の選任方法を官選にするのか、公選にするのか。
- ・官選の地方庁長の場合、地域住民の意思・ニーズをどのような仕組みで行政に反映させるのか。例えば、各地域の知事会議の役割強化によりできないか。
- ・地方庁内での各省庁間の権限調整をどのようにするのか。

以上のような課題は、地方庁施行上の重要なポイントであり、今後さらに本センターにおいても、調査・研究を深めていく必要がある。

本リポートでは、欧米先進諸国の地方自治制度を検証し、我が国的地方自治の充実、地方分権の推進について考察してきた。国によりその成立過程、民族構成、面積・人口などが異なるように、地方行政制度についてもその国独自のものがあって当然である。しかしながら、地方分権のベクトルは、先進民主主義国家に共通するものであり、我が国においても、中央集権体制が曲がり角にある状況下、種々の面でパラダイムの変革が求められているのである。

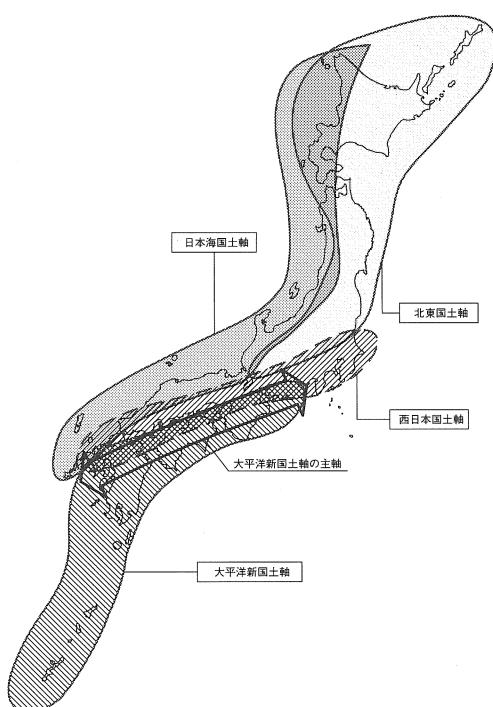
また、地方制度に関する議論には、その他、道州制、連邦制などの議論もあるが、「地方庁制」は、現在の国の出先機関を整理統合して、地域の実態に応じた広域的・効率的行政を目指すものであり、現実的な制度論の一つである。そして、道州制を展望した場合、地方分権推進施策の第一段階として有効であろう。いずれにしても、国から地方への権限委譲、地方税財源の拡充、広域行政組織の充実などは喫緊の課題である。

21世紀の我が国を展望するにあたり、新しい社会のシステム創造のため、地方分権の推進は、首都機能移転、行政改革などの施策とともに非常に有効である。東京圏一極集中による効率性や規模のメリットを享受しながら、国政や経済を主導するというこれまでの社会のシステムを軌道修正し、中央省庁の権限の委譲・分権化をすすめることにより、各地域が相互に自立し、地域間競争の中で有機的に交流・連携して、また地域住民が積極的に行政に参画できるような「地域連携型ネットワーク社会」が21世紀の我が国望ましい社会のシステムである（図3）。

地方制度改革に関する議論は、1960年代以降、地方制度調査会、臨調などで審議されてきたが、中央集権の動きは変わることはなく、一層東京圏一極集中に拍車がかかってきた。地方構想は、中央省庁に集中している権限を、地方出先機関を整理統合した地方行政組

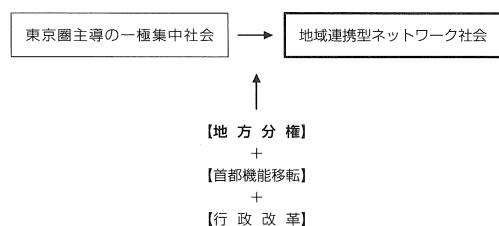
織に委譲するという、いわば“ソフトな首都機能移転”であり、国会及びスリムになった中央省庁の移転というハードな改革と連動することにより、地方分権の推進そして多極分散型国土形成のために、より実効性を増すことであろう。

図2 國土軸のイメージ図



注：上記は、國土軸のイメージ図であり、その範囲を必ずしも厳密に示しているものではない。
資料：国土庁「新・全国総合開発計画」の説明資料
より抜粋

図3 新たな社会の概念図



《パラダイムの変革》



※本提言は、中部開発センター委員会並びに専門分科会の委員各位のご指導の下に、事務局がとりまとめ、本年9月28日に発表したものである。



「地方分権の推進に向けて」リポート発表記者会見風景
(1998年9月28日、名古屋経済記者クラブにて)

【地方分権に関する参考文献】

磯村英一・星野光男	「地方自治読本」	東洋経済新報社	1990年1月
西尾 勝・村松岐夫	「講座 行政学～制度と構造～」	有斐閣	1994年9月
恒松制治他	「連邦制のすすめ」	学陽書房	1993年4月
江口克彦	「地域主権論」	PHP研究所	1996年2月
岩國哲人	「出雲発日本の選択」	NHK出版	1994年12月
平松守彦	『『日本合衆国』への道』	東洋経済新報社	1995年1月
林 宜嗣	「地方分権の経済学」	日本評論社	1995年3月
松下圭一	「日本の自治・分権」	岩波新書	1996年1月
岩本久人	「地方分権でなければ日本はダメになる～高福祉社会への道～」	ダイヤモンド社	1996年1月
日本経済新聞社編	「地方分権の虚実」	日本経済新聞社	1994年6月
田島義介	「地方分権事始め」	岩波新書	1996年3月
新藤宗幸	「地方分権を考える」	NHK出版	1996年10月
童門冬二	「地方分権化の旗手たち」	実務教育出版	1996年5月
坂田期雄	「地方分権へのシナリオ」	ぎょうせい	1996年4月
一河秀洋他	「地方財政入門（第3版）」	有斐閣新書	1991年10月
伊多波良雄	「地方財政システムと地方分権」	中央経済社	1995年4月
重森 曜	「柔らかい分権と地方財政」	自治体研究社	1993年8月
中西啓之	「地方分権と地方制度改革」	自治体研究社	1994年2月
神野直彦、金子 勝	「地方に財源を」	東洋経済新報社	1998年6月
東海銀行調査月報	「道州制を考える」		1991年8月
東海銀行調査月報	「地方財政を考える」		1993年6月
名古屋商工会議所 （中部開発センター）	「地方主権の確立をめざして ～今、名古屋から「新世紀」を創造する～」		1993年5月
名古屋商工会議所	「広域行政制度確立に向けて～「地方庁」設置の提言～」		1993年9月
（財）鹿島平和研究所	「日本の連邦制」		1992年12月
日本地域開発センター	「特集 地方分権をめぐって」	1995年1月（機関紙…「地域開発」）	
地方自治制度研究会	「行政改革・地方分権関係資料集」	ぎょうせい	1995年3月
地方自治制度研究会	「地方分権推進ハンドブック」	ぎょうせい	1995年7月
総務庁行政管理局企画調整課他	「逐条解説 地方分権推進法」	ぎょうせい	1995年9月
地方分権推進委員会 (PRパンフレット)	「地方分権推進委員会第1次～第4次勧告～分権型社会の創造～」		
NIRA 研究報告書	「分権型社会の創造に向けて」	総理府	
NIRA 政策研究	「首都機能移転と地方行財政システム等との関係に関する研究」		1994年5月
日本総研リポート	「集権と分権～日米におけるその現代的意義と行政へのインパクト～」		1995年VOL 8 No. 1
(社)日本青年会議所	「地方分権から地方主権へ」		1995年6月号
	「地方主権特集」		1996年5月号
	シンポジウム「地方主権の時代」		1996年7月号
	「地域主権の確立」		1997年7月

【外国の地方自治に関する参考文献】

- 田口富久治・中谷義和編「比較政治制度論」(法律文化社) 94/10
自治体問題研究所「海外の地方分権事情」(自治体研究社) 95/11
(財)自治総合センター「イタリア海外行政事情」88/1
〃 「イギリス海外行政事情」90/3
〃 「アメリカ合衆国地方行政事情 I、II、III」90/3, 92/3, 8
〃 「フランス海外行政事情」91/3
〃 「ドイツ海外行政事情」95/3
(財)自治体国際化協会「ヨーロッパ各国の地方自治制度」90/11
神奈川県自治総合研究センター「地方の自治権の拡充に向けて」96/3
(財)行政管理研究センター「西欧諸国の行政改革」88/3
山下茂・谷聖美・川村毅「比較地方自治」(増補改訂版、第一法規) 92/9
海外地方自治研究会「世界の地方自治」94/2
建設省建設政策研究センター「欧米先進諸国における地方行政制度の動向」95/3
(財)九州地域産業活性化センター「九州『州』の可能性と課題についての研究」96/3
岩崎 美紀子「分権と連邦制」(「地方自治」連載) 94/12～
和田 八束 他「地方分権化と地方税財政」(日本評論社) 93/10
和田 八束 他「現代の地方財政」(有斐閣) 92/4
ヨアヒム・J・ヘッセ編「地方自治の世界的潮流(上、下)」(信山社) 97/9
Alan Norton 「International Handbook of Local and Regal Goverment」1994

(社)中部開発センター委員会・専門分科会委員一覧

(五十音順・敬称略)

委員会

<学識経験者>

委員長	松尾 稔	名古屋大学総長
委員長代行	岡田 晃	金沢大学長
委 員	岡島 達雄	名古屋工業大学長
//	小川 秋實	信州大学長
//	加藤 幹太	滋賀大学長
//	金城 俊夫	岐阜大学長
//	児嶋 真平	福井大学長
//	後藤 圭司	豊橋技術科学大学長
//	佐藤 博明	静岡大学長
//	時澤 貢	富山大学長
//	矢谷 隆一	三重大学長

<会員代表>

委 員	安部 浩平	(社)中部経済連合会会長
//	神津 昭平	長野県商工会議所連合会会長
//	谷 正雄	北陸経済連合会会長
//	谷 口 清太郎	愛知県商工会議所連合会会長
//	宮 太郎	石川県商工会議所連合会会頭

地方分権問題に関する専門分科会

専門分科会長	伊藤 達雄	四日市大学経済学部教授
専門委員	上田 孝行	岐阜大学工学部助教授
//	奥野 信宏	名古屋大学経済学部長
//	進藤 兵	名古屋大学法学部助教授
//	渡辺悌爾	三重大大学人文学部教授

事務局

社団法人中部開発センター

事務局長	三井 哲
企画事業部部長	平野 賢一
企画事業部次長	森 正義